

日常生活用具種目表

種目	品目	主な性能等	基準額 (円)	耐用 年数	重度身体障害者		重度障害者・児	
					該当 ※	対象要件	該当 ※	対象要件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者
	特殊寝台付属品	サイドレール、マットレス、テーブル、スライディングボード等の特殊寝台と一体的に使用されるもの	30,000	8年	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者 いずれも原則として特殊寝台の支給歴がある者	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者 いずれも原則として特殊寝台の支給歴がある者
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できるようなマットにビニール等の加工などの機能を有するもの。	19,600	5年	●	1 下肢又は体幹機能障害1級 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者 いずれも常時介護を要する者に限る。	●	1 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかっているものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者 2 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもので、常時介護を要する者 いずれも原則として3歳以上の者に限る。
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	5年	●	1 下肢又は体幹機能障害1級 2 難病患者等で、自力で排尿ができない者 いずれも常時介護を要する者に限る。	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級である者 2 難病患者等で、自力で排尿ができない者 いずれも常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者
	入浴担架	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	5年	●	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であって入浴に介護を要する者で原則として3歳以上の者
	体位変換器	障害者（児）又は介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	5年	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者 いずれも、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級である者 2 難病患者等で、寝たきりの状態にある者 いずれも、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上の者
	移動用リフト	介護者が重度身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	450,000	4年	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級であるもの 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者 いずれも、原則として3歳以上の者
	訓練用椅子	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年			●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかっているものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として3歳以上の者
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8年			●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかっているものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者 2 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のある者 いずれも、原則として学齢児以上の者
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	●	1 下肢又は体幹機能障害者 2 難病患者等 いずれも、入浴に介助を必要とする者	●	1 下肢又は体幹機能障害児 2 難病患者等 いずれも、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者
	簡易浴槽	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	272,800	8年	●	1 下肢又は体幹機能障害者 2 難病患者等 いずれも、入浴に介助を必要とする者	●	1 下肢又は体幹機能障害児 2 難病患者等 いずれも、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者

便器	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年	●	1 下肢又は体幹機能障害2級以上 2 難病患者等で、常時介護を要する者	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者 2 難病患者等で、常時介護を要する者 いずれも、原則として学齢児以上の者
	手すり(便器取付)	5,400					
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160	3年	●	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、頻繁に転倒する者	●	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
T字杖・ぼう状杖		3,000	3年	●	平衡機能もしくは体幹機能障害		
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	●	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって原則として3歳以上の者
特殊便器	足踏ベダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	●	1 上肢障害2級以上 2 難病患者等で、上肢機能に障害のある者	●	1 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者 2 難病患者等で、上肢機能に障害のある者 いずれも、原則として学齢児以上の者
火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8年	●	障害等級2級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	●	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者でそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700	8年	●	1 障害等級2級以上 2 難病患者等 いずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	●	1 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者 2 難病患者等 いずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)
電磁調理器	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	41,000	6年	●	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	●	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上の者
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	7,000	10年	●	視覚障害2級以上	●	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上の者
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	10年	●	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯)	●	
暗所視支援眼鏡	暗所での視界や広い視野を確保できるもの	395,000	8年	●	視覚障害者又は難病患者等(夜盲または視野狭窄の症状を呈する者)で、医師意見書により装用効果があり必要と認められるもの	●	視覚障害児又は難病患者等(夜盲または視野狭窄の症状を呈する者)で、医師意見書により装用効果があり必要と認められるもの
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	5年	●	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌漑法(CAPD)による透析療法を行う者	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上の者

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具	ネブライザー	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	36,000	5年	●	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者 いずれも、原則として学齢児以上の者
	電気式たん吸引器	障害者(児)が容易に使用し得るもの。	56,400	5年	●	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	●	上記に同じ。
	気管切開カニューレホルダー	気管カニューレを挿入している者が容易に使用し得るもの。	65,000 ※申請回数は同一年度内1回までとする。	—	●	音声機能障害又は呼吸器機能障害3級以上であつて気管カニューレを挿入している者	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて身体上の障害(音声機能障害又は呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者 2 難病患者等で気管カニューレを挿入している者
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	10年	●	医療保険における在宅酸素療法を行う者		
	非常用電源装置	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置又は保有する医療機器に使用可能な予備バッテリー等で容易に使用し得るもの。	120,000	6年	●	身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、在宅の人工呼吸器、酸素濃縮器などの生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、在宅の人工呼吸器、酸素濃縮器などの生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者
在宅療養等支援用具	視覚障害者用音声式体温計	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	9,000	5年	●	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であつて原則として学齢児以上の者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)
	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年	●	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	視覚障害者用血圧計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年	●	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	157,500	5年	●	1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であつて、必要と認められる者 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者	●	1 身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上である者、又は同程度の身体障害者であつて必要と認められる者 2 難病患者等で呼吸器機能に障害のある者 いずれも、原則として学齢児以上の者
	動脈血中酸素飽和度測定器用消耗品	介護者の容易に使用し得るもの。	6,600 ※申請回数は同一年度内3回までとする。	—	●	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)を装着している者	●	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)を装着している児童
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。	98,800	5年	●	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者	●	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者
	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等…視覚障害者用ワープロソフト、画面音声化ソフト、点字ディスプレイ、拡張ソフト、トラックボール(マウス代替)	150,000	—		上肢障害2級以上、体幹機能障害、視覚障害2級以上		上肢障害2級以上、体幹機能障害、視覚障害2級以上の障害を有する者で原則として学齢児以上の者
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6年	●	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であつて、必要と認められる者		
	点字器	標準型	10,400	10,400	7年		視覚障害者	
		携帯用	7,200	7,200	5年			
	点字タイプライター	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	63,100	5年	●	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音機	85,000	6年	●	視覚障害2級以上		身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上の者	
	再生機	35,000						

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	99,800	6年	●	視覚障害2級以上	●	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であると記載されている者で、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用拡大読書器		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	226,000	8年	●	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者	●	視覚障害児であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用時計	触読時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10,300	10年	●	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	/	/
		音声時計		13,300					
	聴覚障害者用通信装置		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの。	71,000	5年	●	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	●	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受診するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	88,900	6年	●	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	●	聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童
人工喉頭	笛式	5,000	5,000	4年	/	構音障害	/	/	
	電動式	70,100	70,100	5年					
福祉電話(貸与)		障害者が容易に使用し得るもの。	83,300	—	●	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者及び障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	/	/	
ファックス(貸与)		障害者が容易に使用し得るもの。	7,700	—	●	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(電話(聴覚者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	/	/	
視覚障害者用ワードプロセッサ		編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	1,030,000	—	●	視覚障害者	●	視覚障害児であつて、原則として学齢児以上の者	
点字図書		点字により作成された図書。	—	—	●	主に、情報の入手を点字によつて視覚障害者	●	主に、情報の入手を点字によつて視覚障害児	
人工内耳音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)		聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	(給付)200,000	5年	/	聴覚障害者であり、次のいずれにも該当する者。 ・現に人工内耳を装着している者であつて、当該人工内耳用の外部装置の装着開始後5年を経過しているもの。 ・現に装着している人工内耳用の外部装置の更新に係る購入等について、医療保険等による給付を受けることができない者	/	聴覚障害者であり、次のいずれにも該当する者。 ・現に人工内耳を装着している者であつて、当該人工内耳用の外部装置の装着開始後5年を経過しているもの。 ・現に装着している人工内耳用の外部装置の更新に係る購入等について、医療保険等による給付を受けることができない者	
人工内耳用電池等	空気亜鉛電池	聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	(月額)2,300	—	/	聴覚障害者であり、現に人工内耳を装着している者	/	聴覚障害者であり、現に人工内耳を装着している者	
	充電電池		15,300	1年					
	充電器		25,200	3年					
人工内耳用消耗品(電池用乾燥剤等)		聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10,000	※申請回数は年間3回までとする。	—	聴覚障害者であり、現に人工内耳を装着している者	/	聴覚障害者であり、現に人工内耳を装着している者	
排泄管理支援用具	・ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)		8,600	/	/	排便等の機能に障害を有し、用具の使用が必要と認められるもの。 ・ストーマ増設 ・高度の排便機能障害 ・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難 ・高度の排尿機能障害	/	排便等の機能に困難さを有し、用具の使用が必要と認められるもの。 ・ストーマ増設 ・高度の排便機能障害 ・脳原性運動機能障害 ・排便等意思表示困難 ・高度の排尿機能障害	
	・紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用)		11,300						
	・収尿器		12,000						
住宅改修費		障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	—	●	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	●	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害者であつて障害程度等級3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者) 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	

事故防止用具	車椅子利用者用ファスナー付ブーツ	車椅子利用者の膝かけ等の巻き込み事故の未然防止を図ることができるもの	5,000	3年		下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上の者	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上の者
--------	------------------	------------------------------------	-------	----	--	--	---

※「該当」欄の●表示のあるものは、施設入所者については、通常施設で用意されるべき用具であり、給付対象外となる。

※給付基準額において、消費税非課税物品については仕入に係る消費税相当額、消費税課税物品については消費税相当額を加えた額とする。

※暗所視支援眼鏡の申請については、日常生活用具給付意見書（暗所視支援眼鏡用）（様式第6号）を添付すること。

※ネブライザー及び電気式たん吸引器、紙おむつ等の新規申請については、日常生活用具給付意見書（様式第7号）を添付すること。